

新型コロナウイルス感染症による保育施設等の臨時休園等に対する支援事業FAQ

(令和3年2月25日現在)

事項	質問	回答	備考
1 補助対象	本事業の対象となる臨時休園等とはどのような場合か。	<p>本事業の対象は、区市町村の要請・同意により保育施設等を休園した場合や区市町村からの登園回避の要請により保育施設等を欠席した場合等を対象としており、例えば、以下の場合が考えられます。</p> <p>① 子ども等の感染が発覚し、区市町村からの要請・同意により、保育施設等の一部又は全部を休園した場合</p> <p>② 地域の公衆衛生の観点から、区市町村の要請・同意により、保育施設等の一部又は全部を休園した場合</p> <p>③ 保育施設等は開園しているが、感染、感染の疑い、濃厚接触により一部の子どもに対し、区市町村から登園回避の要請・同意を行った場合</p> <p>④ 多くの保育士が濃厚接触者に特定されたことや、小学校の休校等に伴い子どもが自宅にいるために勤務できないことなどにより保育士等が不足し、やむを得ない場合に、区市町村と相談の上、仕事を休んでいる保護者に園児の登園を控えるよう要請する場合</p> <p>なお、令和3年1月に発令された緊急事態宣言については、「緊急事態宣言後の保育所及び学童クラブ等の対応について」(令和3年1月8日付2福保子計第1056号)において、保育施設等は原則開所とされていることに御留意ください。</p>	令和3年2月25日修正
2 補助対象	認証保育所事業及び家庭的保育事業における実費負担額に含むものは何か。	施設と利用者との間で月額保育料として実際に契約をしているものに限ります。ただし、各事業において保育料の月額として含まないと規定しているものは除きます。	
3 補助対象	認証保育所を220時間を超えて利用している利用者に対して、保育料の一部のみを補助対象としているのはなぜか。	認可保育所等における利用者負担額の日割り計算を行う際に、延長保育等を対象としていないことから、認証保育所においても同様に、220時間以下の利用時間に相当する保育料を本事業の対象としています。	
4 補助対象	本事業は、公立施設も対象か。(定期利用保育事業や一時預かり事業は公立施設でも事業を実施しています。)	公立施設は対象外です。(「区市町村が利用者負担額を軽減する保育施設等を支援する場合」に該当しないため)	
5 補助対象	事業者が、臨時休園分を差し引いて利用者負担額を徴収している場合も、補助対象となるか。	補助対象となります。	
6 補助対象	管外児童の負担はどが行うのか。	本事業は認可保育所における取扱いに準じて創設した事業であり、管外児童の取扱いについても、給付費同様に利用者が居住する自治体において負担していただくものと考えます。	
7 補助対象	別表1～4の「その月の臨時休園等を除く開所日数」について、施設は開所しているが、区市町村からの登園自粛の要請等により保育施設等に登園しなかった日数を臨時休園等の日数に含め計算して良いか。その場合、対象児童毎に日数が異なるということで良いか。	お見込みのとおりです。なお、区市町村から各保育施設等に照会するなど、対象児童毎に登園自粛期間に登園しなかった日数の把握を行ってください。	
8 補助対象	一時預かり事業及び定期利用保育事業については、補助要綱の対象児童に、「月単位等で継続的に利用している児童で、臨時休園日等の利用があらかじめ決まっていたものに限る」と記載があるが、スポット利用している方が、例えば直近の3か月等の利用状況において、実態として定期利用している状態になっていれば対象となるか。	スポット利用の方については、臨時休園で利用しなかったにも関わらず、その日の利用料が徴収されることは通常、想定されないため、対象外となります。	
9 補助対象	補助要綱の対象児童に、「保育施設等が利用者負担額を減額した児童のうち」と記載があるが、緊急1歳児受入事業において、自治体利用者が利用者負担額を徴収している場合、利用者負担額を減額しても補助対象とならないのか。	緊急1歳児受入事業は、認可保育所に準じた事業であることから、認可保育所と同様の取扱いとなるよう、私立施設で実施する場合については、補助対象とします。なお、その場合、臨時休園等をした場合も、保育の実施が継続されているものとして、施設への運営費は、通常どおり支給してください。	

	事項	質問	回答	備考
10	運営費補助	東京都認証保育所事業補助要綱における運営費についても、日割り計算を行うのか。	毎月初日の在籍児童を運営費の補助対象児童としていることから、月の初めに契約をしていれば補助対象となるため、日割り計算は不要です。その月の初日における利用の有無は問いません。	
11	運営費補助	職員が発熱等で出勤できない等により、東京都認証保育所事業補助要綱における3歳児配置改善加算の基準を下回った場合の当該加算の取扱いはどうなるのか。	3歳児配置改善加算については、当該職員が勤務しているものとみなして算定することとなるため、通常通り補助します。	
12	運営費補助	東京都認証保育所事業補助要綱における運営費について、月の初めに契約をしていれば、臨時休園等により月の初日における利用が無い場合も、日割り計算を行わずに補助することとなっているが、職員の賃金の支払いについてどのように対応すべきか。	東京都認証保育所事業補助要綱における運営費については、新型コロナウイルスの影響で臨時休園等を行っている場合、日割り計算をせずに補助を行い、施設の収入を保証することとしています。また、保育料については、本事業により、臨時休園等による保育料返還分を補助しております。職員の賃金の支払いについても、これらを踏まえて適切に対応いただくべきと考えております。	
13	運営費補助	職員の賃金の支払いについて、Q12より、これらを踏まえて適切に対応すべきとされていますが、具体的にどのような対応が求められるのでしょうか。	<p>新型コロナウイルス感染症による臨時休園等により登園児童が減少している場合等であっても、認証保育所における保育の提供体制の維持のための特例的な取扱いとして、Q12のとおり運営費については日割り計算をせずに補助を行うとともに、保育料については本事業により臨時休園等による保育料返還分を補助しています。</p> <p>新型コロナウイルス感染症により休ませた職員の賃金については、労働基準法では平均賃金の6割以上を休業手当として支払わなければならないこととされていますが、仮に認証保育所において平均賃金の6割に相当する休業手当のみを支払うこととした場合、通常時の職員の賃金との差額が発生することとなります。</p> <p>この差額が、職員の賃金以外の経費に充てられることは、新型コロナウイルス感染症がある中でも保育の提供体制を維持するという今般の特例の趣旨にそぐわないことから、休ませた職員についても通常どおりの賃金や賞与等を支払うなどの対応により、運営費等に基づく職員の賃金の支払いについて通常時と同水準を維持することが求められます。</p> <p>※ 運営費等：東京都認証保育所事業補助要綱における運営費及び、保育料（新型コロナウイルス感染症による保育施設等の臨時休園等に対する支援事業補助要綱による補助額を含む）</p>	
14	運営費補助	運営費等に基づく職員の賃金の支払いについて通常時と同水準とすべきとされていますが、運営費等以外の収入もあり、職員の賃金の総額のうち運営費等が充てられている部分の区別がつかない場合はどのように考えれば良いのでしょうか。	そのような場合、まずは施設全体の職員の賃金の支払いが通常時と同水準であることを基本としつつ、運営費等以外の減収による資金の不足があり、やむを得ず職員の賃金の支払いを減額する場合は、Q16を踏まえて、収入の不足額を勘案して必要最低限度の減額幅とすることが求められます。	
15	運営費補助	全ての職員について、通常どおりに賃金を支払う必要があるのでしょうか。	<p>今般の運営費等の特例の趣旨を踏まえれば、原則として、休ませた職員も含め、全ての職員に通常どおりの賃金や賞与等を支払うことが望ましいと考えます。</p> <p>一方で、勤務の状況が職員ごとに異なることも考えられ、このような場合には、運営費等による職員の賃金の支払いの水準を維持することを前提として、実際に勤務した職員の手当等を増額し、自宅待機の職員の手当等を減額するなど、勤務状況に応じて賃金に傾斜をつける取扱いとすることは、差し支えありません。</p> <p>ただし、常勤・非常勤や正規・非正規といった雇用形態の違いのみを理由として異なる取扱いを行うことは適切ではないと考えます。</p>	
16	運営費補助	運営費等以外の収入において減収がある場合でも、通常どおりに職員の賃金を支払う必要があるのでしょうか。	<p>今般、保育の提供体制を維持するために、運営費等を通常どおり補助していることを踏まえ、運営費等に基づく職員の賃金の支払いについて通常時と同水準の支出を求めるものです。</p> <p>今般の新型コロナウイルス感染症への対応の結果として、運営費等以外の収入において減収がある場合であっても、職員に係る雇用調整助成金等の活用を通じて、できる限り、通常どおりの賃金を支払うことが望ましいと考えます。</p> <p>これらを活用できない場合など、なお減収による不足分がある場合には、不足額を勘案して必要最小限の減額とすることが求められるとともに、運営費等に基づく職員の賃金の支払いについては通常時と同水準の支出が維持されていることなど、減額幅の考え方について説明できることが求められます。</p>	

	事項	質問	回答	備考
17	運営費補助	本FAQで示された考え方については、いつから適用すればいいのでしょうか。	<p>本FAQは昨年度実施した「令和元年度新型コロナウイルス感染症による保育施設等の臨時休園等に対する支援事業補助金」及び、今年度4月から実施している「令和2年度新型コロナウイルス感染症による保育施設等の臨時休園等に対する支援事業補助金」を踏まえ、運営費等の特例の取扱いを明確化したものです。このため、Q13からQ16までにおいてお示しした取扱いについても、本事業の適用時期に遡ることになります。</p> <p>なお、令和元年度中に当該事業を活用した施設において、会計年度が終了している令和元年度に賃金や賞与等の減額を行っていた場合には、当該減額分について一時金等により支払うことになると考えます。</p>	令和3年2月25日修正
18	運営費補助	国の令和2年度第2次及び第3次補正予算に計上された「保育所における新型コロナウイルス対策支援事業」及び「保育環境改善等事業」を財源として、職員に対して手当等を支給している場合、これらの手当て等を、東京都認証保育所事業補助要綱における技能・経験に着目した加算の、賃金改善額に含めることは可能でしょうか。	<p>新型コロナウイルス感染症対策として、厚生労働省において「保育所等における新型コロナウイルス対策支援事業」（第2次補正予算）、「保育環境改善等事業」（第3次補正予算）を実施しており、これらの事業により、「かかり増し経費」として①勤務時間外に消毒・清掃等を行った場合の超過勤務手当や休日勤務手当等の割増賃金や、②通常想定していない感染症対策に関する業務の実施に伴う手当等を職員に支給することが可能となっています。</p> <p>これらの手当等の支給については、東京都認証保育所事業補助要綱における技能・経験に着目した加算とは別の補助事業を財源として実施しているものであるため、技能・経験に着目した加算における賃金改善額には含みません。</p>	令和3年2月25日追加
19	他事業との関係性	本事業と認可外保育施設利用支援事業との関係性は（併用可否など）。	<p>本事業、認可外保育施設利用支援事業はともに利用者負担額を軽減するための事業ですが、どちらの事業を優先的に活用しなければならないという制限はありません。また、併用して事業を活用することも可能ですが、二重補助とならないようにしてください。</p> <p>また、臨時休園等による利用者負担軽減額を認可外保育施設利用支援事業に計上する場合でも、すでに交付決定している金額から追加交付はできません。既交付決定額が不足する場合には本事業の活用をお願いします。</p>	
20	補助金交付の頻度	区市町村から施設等への補助金交付は毎月行わなければならないのか。	区市町村から施設等への補助金交付の頻度については、各区市町村の実情に応じて決定するものですが、毎月の運営に要する費用（固定費含む。）に充てる保育料の減収分を支援するという当該補助事業の特性に鑑み、毎月行っていた方が望ましいと考えますが、少なくとも3か月に1回（四半期毎）以上となるよう、ご配慮をお願いいたします。	
21	補助金交付の頻度	本事業について東京都は変更交付申請の受付を予定しているのか。	年度中に1回、変更交付申請の受付を行う予定です。	
22	施設等利用費	別表1～3に「施設等利用費を引いた額」とあるが実際に施設等利用費として支払った額を差し引くのか、あるいは施設等利用費の上限額を差し引くのか。	<p>子ども・子育て支援法施行令第15条の6に定める施設等利用費の上限額（現に要した費用の額が下回る場合の規定は適用しない。以下同じ。）を先に控除し、計算してください。</p> <p>なお、本事業の対象事業を併用しているケースにおいては、施設等利用費の上限額を重ねて控除することがないように、対象事業間で按分する等の対応をお願いします。</p>	